

(別紙)

障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
規格全般		
障害を持った方が関わった製品や商品が広がるきっかけとなると思われる内容に変更されることはとてもうれしいと感じます。もっと広く名称が使えるような環境や雇用が生まれることを期待します。 また、本改正とは別のことだとは思いますが、ぜひ農福連携に関する情報発信を続けていただきたい。	1	ノウフク加工食品に使用できる原材料を拡大するなどの改正によって、ノウフク JAS 認証が増え、農福連携の認知度が向上するものと期待しています。 また、農林水産省では農福連携の優れた取組を表彰し全国に横展開することを目的とした「ノウフク・アワード」を実施するとともに、全国の優良事例を HP 等で紹介しております。引き続き、農福連携に関する情報発信や普及啓発を行ってまいります。
ノウフク JAS の日本国民に対する知名度が低い。義務教育終了程度の文言で文章を作成する改正後もわかりにくい。小学校一年生から百才の高齢者まで知っているノウフク JAS の制度にならなければ、社会に順応した成功例とは考えられないはずだ。	1	本 JAS は、ノウフク商品を取り扱う企業への販路開拓やエシカル消費に関心のある消費者層への訴求が可能となるよう制定されたものです。また、本 JAS では「ノウフク」という用語を表示するとともに、その意味を併記することを規定しています。認証事業者やノウフク商品が増え、本 JAS が社会に浸透していくよう後押ししてまいりたいと考えています。
けがや疾病が原因で重度身体障害者となり、重度障害訪問介護制度を利用している。できることはとてもゆっくりで、PC での保存、スマートフォンでの操作であり、PC を操作して国産尿素を生成したい。国産肥料（尿素やリン）の生成と開発の最前線へノウフクを取り入れてください。	1	御意見として承ります。 なお、農産物等の主要な生産行程に肥料生成が含まれる場合は、当該農産物等については本 JAS の対象となり得ます。

障害者雇用率やCSRを満たすための形式的な取組にならないよう、実際に商品として販売され、消費され、障害者の賃金や仕事の安定につながる仕組みを整えること。 農福連携商品が「作ったが売れない」「品質や流通の問題で廃棄される」「福祉的価値だけで一時的に購入される」ものにならないよう、食品としての品質、加工適性、安定供給、販路開拓、商品開発、価格形成を支援すること。 税制、公共調達、企業調達、学校給食、災害備蓄、観光地の土産品、道の駅、ホテル・旅館、空港・駅ナカ等での活用など、社会的に農福連携商品が流通しやすい制度的後押しを検討すること。	1	農福連携の推進においては、認知度の向上が重要であると考え、戦略的なプロモーションに活用いただけるよう本JASを制定したところです。 農林水産省では、本JASの活用も含め、農福連携等の事業者と食品企業等の実需者との商談会開催に係る支援を行うなど、農福連携商品の販売促進に向けた取組を行っているところです。引き続き、こうした取組を行ってまいります。
4 要求事項		
4.2 ノウフク加工食品		
ノウフク加工食品に使用できる原材料の範囲を広げ加工食品を使用できるようにすることに賛成します。生鮮食品だけでなく、乾燥品、中間加工品などの加工食品として販路拡大等することで、農福連携の商品が広がる可能性があるためです。事業者が無理なく事業を続け、新たな商品づくりに挑戦できることは、結果として働く場の確保と、働く人のやりがいにつながります。	2	御意見として承ります。
5 表示		
5.2 ノウフク加工食品		
ノウフク加工食品について、従来	2	ノウフク加工食品の原材料として、ノウ

表示事項とされていた「ノウフク生鮮食品を原材料に使用している旨」、「原材料に占めるノウフク生鮮食品の重量割合」が削除されています。表示義務を過度に重くしすぎると事業者負担になることは理解できますが、表示事項を簡素化する場合でも、QRコード、ウェブページ、店頭POP、商品説明資料、問い合わせ対応などの代替的な情報提供の仕組みを、規格本文、運用通知、Q&A、ガイドライン等で明確にしていきたいです。		フク生鮮食品だけでなく、ノウフク加工食品も使用できることとすることに併せて、生産者や製造業者における事務的負担の軽減を考慮して、特色のある原材料の表示については、JASで義務付けるのではなく、表示する場合は食品表示基準のルールに従うことと整理しました。また、二次元バーコード等による積極的な情報提供を妨げるものではありません。
表示義務の一部削除について、事業者負担の軽減という方向性は支持します。ただし、消費者にとって不利益となりうる情報については、削除せず明記を求める仕組みを残すべきです。 表示を一律に義務付ける必要はないと考えます。しかし、ノウフク原材料の使用割合（特に同一種類の一般原材料と混ぜている場合の割合など）は、消費者の選択や判断に影響する情報であり、開示されなければ消費者が不利益・誤認を被るおそれがあります。このような「不利益になりうる情報」まで一括して削除すると、表示への信頼や本規格そのもののブランド価値を損ないかねません。事業者の負担を軽くしつつ、消費者が誤認しないよう、不利益となりうる情報は最低限明記する仕組みを維持することを求めます。 雇用と商品開発の拡大、そして事業者が続けやすく働きがいを持		

てる制度を歓迎します。その上で、消費者が安心して選べるよう、不利益となりうる情報の明記を併せてお願いいたします。		
--	--	--